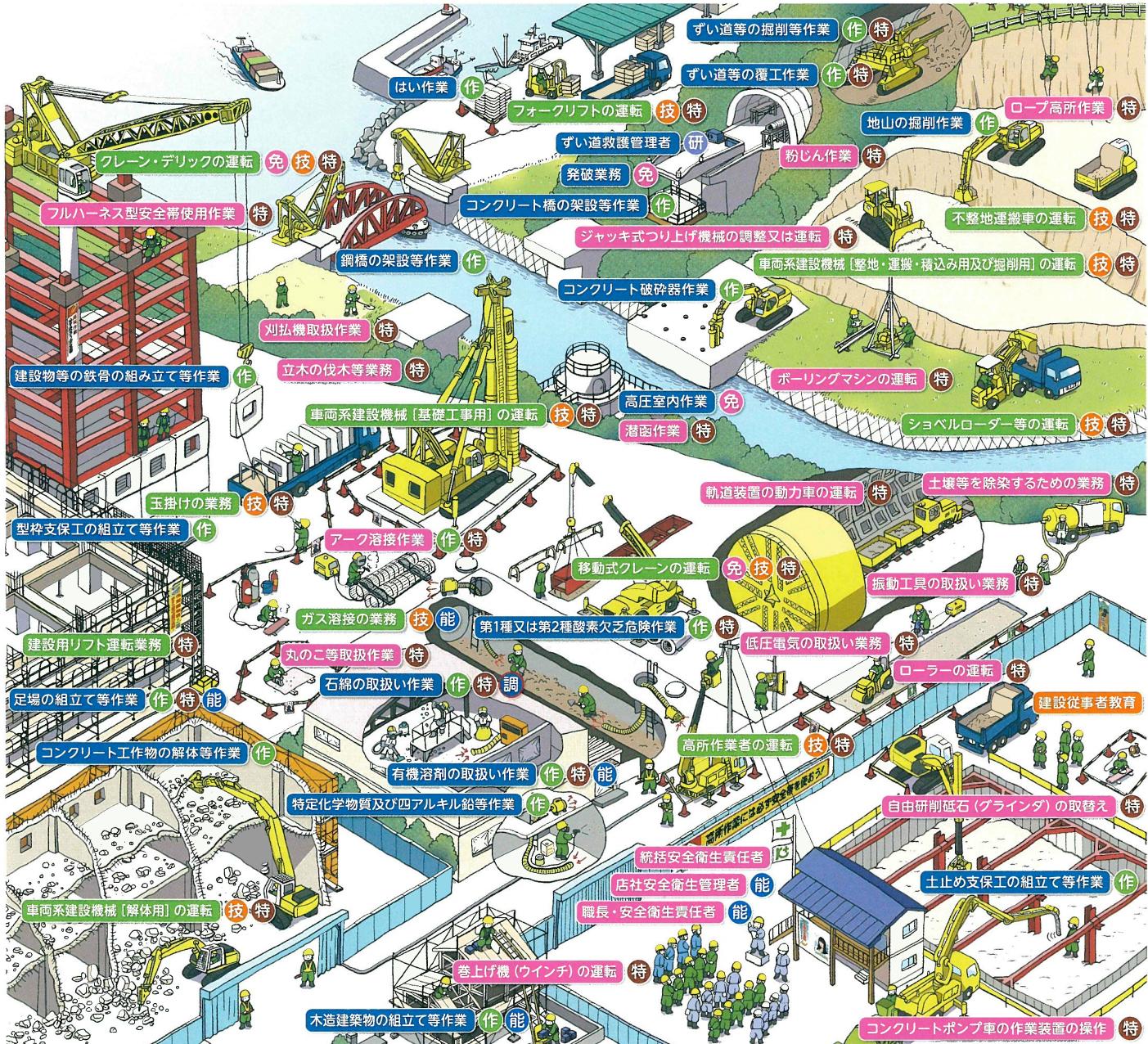


建設業で必要な資格

建設現場では様々な建設機械等が稼働しており、法令でそれぞれに必要な資格が定められています。また、作業によって、作業者を直接指揮する者の配置が定められています。



免許取得者

指定試験機関が行う試験に合格し、都道府県労働局長の免許を受けた者です。

技能講習修了者

都道府県労働局に登録された教習機関が行う講習を修了した者です。

特別教育（特別教育に準じた教育等を含む）修了者

各企業（講師の適任者がいない場合には、建災防などの安全衛生団体）が法令で定められた一定のカリキュラムに基づいて行う教育を修了した者です。特の場合には、行政通達に基づく「特別教育に準じた教育」が含まれています。

作業主任者

労働災害を防止するため、安全衛生管理を必要とする作業では、都道府県の労働局長の免許を受けた者又は登録教習機関が行う技能講習を修了した者の中から作業主任者を選定し、作業員を直接指揮することが必要です。

能力向上教育修了者

初任時教育に加え、能力向上教育を修了した者です。

建築物石綿含有建材調査者

建築物等の解体または改修の作業を行う際、石綿等の使用の有無について事前調査を行う者で、建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者などです。

■ 建災防大分県支部では、車両系の講習会は実施しておりません。